

## 届出事項等の異動届

令和      年      月      日

総      務      大      臣  
殿  
徳島県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

{ 政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により届け出た事項  
政治資金規正法第 6 条第 2 項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があった  
ので、同法第 7 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 異動事項

#### 2 内 容

(1) 新

(2) 旧

#### 3 異動年月日

#### (備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人  
が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又  
は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限  
りでない。
- 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当するこ  
ととなつた場合には、法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体にあつ  
てはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第 2 号に係る国会議員  
関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職  
の種類を、同項第 3 号に係る国会議員関係政治団体にあつては当該政治団体を主宰す  
る衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員  
若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載  
すること。
- 法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体が法第 19 条の 8 第 2 項の  
規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をす  
る場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第 6 条第 2 項に規定する綱領、党則、規約  
その他の政令で定める文書（法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体にあつては、

## 第 11 号様式（第 4 条関係）

開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第 5 条第 4 号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。